

- 三 渡航及歸航費用の支辨方
  - 四 渡航地に於る周旋の方法
  - 五 疾病其他困難の場合に於て救助又は歸國の手續
- 書面契約許可の移民取扱人と移民との間に解約ありたるときは移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に届出づべし
- 地方長官本條第一項の認可を與へたるときは契約書寫又は手数料認可願書寫を添へ認可の年月日、移民の氏名、年齢、族籍、職業並契約又は願書の番號を外務大臣に報告し又移民取扱人の主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に通知すべし前項解約の届出ありたるとき亦同し
- 第十二條 移民取扱人外國に於ける移民雇主の注文により移民を募集せんとするときは雇主の注文書に移民募集地方別豫定表を添へ主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に届出づべし
- 前項の届出ありたるときは主たる營業地を置く地の地方長官は移民募集地方別豫定員數を當該地方長官(東京府は警視總監)に通知すべし
- 第十三條 當該官廳より移民保護法第十三條に掲ぐる契約書を示すべきことを命じたるときは移民及移民取扱人は之を拒むことを得ず
- 第十四條 移民取扱人移民保護法第十五條に依り豫定したる移民の出發期日を移民

に通知するときは書面を以てすることを要す

第十五條 移民保護法第十六條に掲ぐる保證金は主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に納付すべし

前項保證金額及其の増減は外務大臣之を定む

第十六條 移民取扱人の納付すべき保證金は左の割合を超過せざる限り國債證券又は地方債證券を以て之れに代用することを得

- 一 保證金額壹萬貳千圓までは其三分の二
- 二 保證金額壹萬貳千圓以上參萬圓までは壹萬貳千圓を超過する部分に付ては其四分の三
- 三 保證金額參萬圓以上は參萬圓を超過する部分に付ては其五分の四

前項國債證券及地方債證券の價格は其の納付を受くべき官廳の定むる所に依る

第十七條 主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)は移民取扱人の保證金増額を追納せしめ若くは缺損を填補せしむる場合に於て一箇月以内の猶豫を與ふることを得

第十八條 移民取扱人代理人を定め其許可を受けんと欲するときは左の事項を詳記したる書類を添附し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を経由し外務大臣に願すべし

- 一 代理に關する條件
- 二 代理人の履歴
- 三 代理人の財産

第十九條 代理人にして其業務を行ふときは代理人たるの許可證を携帯すべし  
移民取扱人外國に在留する者を代理人に定め其許可證代理人に到達する以前に業務を行はしむるの必要あるときは移民取扱人の費用を以て主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を經由し其在留すべき地を管轄する在外帝國官廳に届出づべし

第二十條 移民取扱人移民に關し別に他人と契約を爲したるときは該契約書寫を添へ其旨を主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出づべし

移民取扱人前項の契約に基き移民を募集したるときは第十一條の手續を爲すに當り該契約書寫を添ふべし

第二十一條 移民取扱人移民の身上に異變を生せし報告に接したるときは直に其の旨を主たる營業所を置く地並移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出づべし

第二十二條 移民取扱人移民を渡航せしむるときは移民の出發と同時に移民の氏名

を明記したる届書を其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に送付すべし但し移民保護法第十三條第一項に該當する移民に係るときは契約書寫を添ふべし

前項契約書寫は同一條件に係るものは其の寫一送を以て足れりとす

第二十三條 移民の渡航地に在留する業務擔當社員若くは取締役又は代理人は移民名簿を備へ移民の就業地、雇主の氏名を明記し當該官廳より命令あるときは何時にても之を示すべし

第二十四條 移民の渡航地に在留する業務擔當社員若くは取締役又は代理人は他國に轉住すべき移民あるときは其在留地及轉住地を管轄する在外帝國官廳に届出づべし

第二十五條 移民取扱人は左の書式に依り調製したる渡航者名簿を翌月五日までに歸國者名簿及死亡名簿を翌年一月二十五日までに營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に届出づべし

(書式略之)

第二十六條 渡航の目的又は渡航年限を詐りて渡航の許可を受けたる者並第六條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十三條及第二十五條に違反したるものは五圓以上貳拾五圓以下の罰金に處す

第二十七條 第七條第十條第二十條第二十一條第二十二條第一項及第二十四條に違

反したる者は貳圓以上拾圓以下の罰金に處す

附 則

第二十八條 本令に於て在外帝國官廳と稱するは在外帝國領事館又は貿易事務館及領事館貿易事務館なき地に於ては其地を管轄する帝國公使館を謂ふ

第二十九條 本令は明治二十九年六月一日より施行す

▲北米合衆國制定移民に關する諸條例各規則

(1) 北米合衆國豫約労働者移住禁止條例

(千八百九十一年二月十六日制定)

第一條 本條例制定後は一個人、商社、商業組合若くは會社は、合衆國同州外地及び哥倫比亞(デストリクト)に於て労働若くは業務に就くの契約(口述、證書、明諾、黙諾等契約の種類如何を問はず)に依り合衆國同州外地及び哥倫比亞(デストリクト)に渡來する外國人に對し豫め其渡航費を拂ひ又は其他如何なる方法を以てするを問はず之が移住を奨励、幫助することを得ざるものとす

第二條 合衆國、同州外地及び哥倫比亞(デストリクト)に於て労働若くは業務に就くことに關し一個人、商社、商業組合若くは會社が外國人と其渡來以前に締結したる契約は其種類の如何を問はず總て無功たるべし

第三條 一個人、商社、商業組合若くは會社にして外國人の、合衆國に住居し若くは歸化するに先ち其外國人と労働若くは業務に就かしむるの契約(契約の種類如何を問はず)を結び合衆國、同州外地及び哥倫比亞(デストリクト)に移住するを勸誘、奨励又は幫助して本條例第一條に違犯したるものは各罪に付千弗の罰金を拂ふべし而して右罰金は合衆國政府又は何人にも最初に起訴するもの(契約の關係者たる外國人も含蓄す)より同額の貸金を請求すると同様の手續を以て合衆國巡回裁判所に出訴し之を徴收し其徴收金は合衆國大藏省に納むべし又右契約關係の外國人に對しては一名毎に別個の訴訟を起すことを得管轄地方裁判所檢事は合衆國を費を以て前記の訴訟事件を擔當すべき義務あるものとす

第四條 船長にして其船舶に乗込みたる外國人が労働若くは業務に就くの契約を結びたる労働者若くは職工たることを知りて之を外國より其船中に搭じ來り合衆國に上陸せしめたる者は輕罪を以て論じ右労働者若くは職工一人に付五百弗以下の罰金に處し併せて更に六ヶ月以内の禁錮に處することあるべし

第五條 本條例は合衆國內に一時住居する外國臣民にして一個人若くは官吏の職務を以て合衆國の住民若くは人民にあらざる者を自家の書記婢僕として雇入れたる一個人、商社、商業組合若くは會社に於て未だ合衆國に存在せざる新工業に従事しめんが爲め他に熟練の職工を得るに途なき場合に限り外國より該工業に熟練

職工を雇入るゝを禁せず

本條例は演藝、技術、講義、唱歌等を以て職業となす者又は單に従僕若くは家僕として雇はれたる者（又は各宗派の法教師又は公認の専門業に従事する者又は學校教授）（千八百九十一年三月制定の條例を以て増補す）に對して之を適用せず  
本條例は何人たりとも其家族（親族若くは朋友）（千八百九十一年三月制定の條例を以て削除す）の合衆國に永住せんとの目的を以て外國より渡來するを扶助するを禁せず

第六條 本條例に牴觸する諸法律の全部若くは一部は之を廢止す

(2) 北米合衆國改定外國人移住條例

(千八百九十一年三月三日制定)

第一條 左に列擧する各種の外國人は移住に關する現行の諸條例（支那勞働者に關する諸條例を除く）に基く合衆國に渡來するを許さず

痴人、癲狂者、貧困者、若くは公共の扶助を受くるに至るべき見込ある者、嫌惡すべき疾病、若くは危險の傳染病に罹り居る者、重罪若くは其他の破廉耻罪を犯し有罪の宣告を受けたる者、數妻を有する者、並に他人の費金若くは扶助に依りて渡來し特別訊問を受くるに當り前諸種類の孰れにも屬せず又千八百八十五年二月二十六日發布の條例中移住を禁せられたる勞働者の種類にも屬せざることを

證明し能はざる者

本條に於ては合衆國に居住する人にして大藏卿の制定に係る規則に基き移住を禁せられたる勞働者の種類の孰れにも屬せざる親族若くは朋友を呼迎ふるを禁ずることなし移住者若し國事犯罪人なるときは本國の法律若くは有罪の宣告を爲したる裁判所に於て其犯罪に對し重輕罪其他破廉耻に係る常事犯の名を附したる場合に於ても本條例を適用せず

第二條 勞働に服せしむべき契約を定めて外國人を渡來又は移住せしむるを禁ずるの事に關し千八百八十五年二月二十六日發布せし條例の違犯に對する訴訟は裁判所の承諾を得るにあらざれば之を和解し若くは停止することを得ず但し其承諾の事實と理由とは之を裁判簿に記入するを要す

第三條 外國に於て勞働に服せしむべき豫約を以て渡來を促し其廣告文を出版し外國人の移住若くは渡來を奨励補助する者は千八百八十五年二月廿六日發布の條例を犯したる者と看做す而して此如き廣告の爲めに合衆國に渡來せし外國人は該條例に準據し契約に依りて渡來せし者として之を處分し該條例の罰則を適用すべし但し各州の政廳若くは移住事務局に於て其州に移住するを勸誘する所の廣告を爲すは此限にわらず

第四條 汽船若くは運輸會社及び船舶持主は其親らすると代理人を以てするとを問

はす書面出版物若くは口述を以て外國人の合衆國に移住するを勸誘若くは獎勵することを得ず若し之を犯すときは右汽船若くは運輸會社船舶持主若くは其代理人は千八百八十五年二月廿六日發布の條例第一條の犯罪に對し該條例第三條に定めたる刑罰に處す但し通常商用上の書狀、回章、廣告文若くは口述等を以て船舶の出帆賃錢及び船中の便宜を廣告するは此限にあらす

第五條 千八百八十五年二月廿六日發布の條例第五條を修正すること左の如し

同條第二款の但書中(各宗派の法教師又は公認専門業に従事する者又は學校教授)の數字を加へ其(或は親族又は朋友)の數字を削除す

第六條 何人を問はず船舶を以て若くは其他の方法を用ゐて合衆國に移住するの資格なき者を渡來せしめ若くは其渡來を幫助したる者は犯罪者と看做し千弗以下の罰金若くは一年以内の禁錮に處し又は右兩罪を併せ加ふることあるべし

第七條 移住事務長官一名を置き大統領は元老院の協贊を経て之を選任するの權を有す但し其年俸を四千弗とし毎月拂とす

移住事務長官は大藏卿の配下にある大藏省中に官吏たるべし且同長官は其職務に關する年報及び大藏卿の要求する臨時報告を大藏卿に差出すべし  
大藏卿は移住事務長官の爲めに華聖頓府に於て適當なる事務所を設け且つ其職務を行ふに必要な帳簿及び其他の器具を具備せしむべし

移住事務長官には書記長一名及び一等書記二名を附すべし

第八條 移住民を搭載して合衆國に到着せし汽船若くは帆船の船長及び代理人は其搭載し來りたる移住民を上陸せしむる前必ず移住民姓名、國籍、最後の居住地及び其移住地を當該検査官に報告すべし然るときは検査官は自身若くは助手を船中に派出して移住民を一々検査すべし又検査官は移住民を一時に指定の時間及び場所に移して検査の全く終るまで留置くことを得 但し此の如く移轉せしむるも其検査の終らざる内は之を上陸と看做さず

移住民の身體検査は海軍病院の醫員に於てせしむ若し相當の時間内に海軍病院より醫員の出張し難き場合には検査官は通常の醫師を雇ひて移住民の検査を爲さしむるを得 但し該醫師に對する謝金額は大藏卿之を定む  
検査官及び其助手は宣誓を爲さしめ又は移住民が合衆國內に入るべき資格に關する證據物を蒐集し之を考定するの權力を有す而して是等の事項は之を記録し置くべし

移住事務長官は検査の爲め一時上陸せしめたる移住民に宿舍食物を給し其他相當の取扱を爲さしむべし又該長官は検査を受けたる移住民にして直ちに移住地に進行するを許されざる者に對しても其見込に由り相當の取扱を爲さしむることを得

移住民の合衆國に入るべき資格の有無に關する検査官及び其助手の判定は資格なしと認められたる者より移住事務長官に訴願する事なきときは終結確定とす 但し該長官の處分に對しては大藏卿に訴願することを得

汽船及び帆船の船長及び其代理人は検査官が指定したる時間及び場所の外濫りに其船中の移住民を上陸せしめざる様監視すべし若し移住民を検査官が確定したる場所及び時限外に上陸せしめたるときは船長若しくは其代理人は輕罪を以て論じ千弗以下の罰金若しくは一年以内の禁錮に處し又は兩罰を併せ加ふることあるべし 大藏卿は加拿陀英領哥倫比亞及び墨西哥の境界に於て尋常の旅客に對し妨害若しくは障礙を加ふることなくして検査を行はしめんが爲めに別に規則を設くることを得 但し各税關に任命すべき検査官は一名にして其年俸は千二百弗以下とす 千八百八十二年八月三日發布の法律第二條に依り各州理事官官廳若しくは大藏卿と特約ある吏員に付與せられたる職務及び權限は合衆國検査官に於ても亦必要の場合に於て之を行ふことを得

第九條 公安を維持し又は合衆國移住事務署の設けある各州に於て其州の法律に從ひ罪人を逮捕する爲めに右事務署の官吏は法律執行の任を帶ぶる該州若しくは其市邑の相當官吏の該署内に入り來るを拒むことを得ず 又此目的を達せんが爲めには右官吏及び地方裁判所の管轄權を該事務署にも及ぼすものとす

第十條 法律に背き合衆國に渡來せし移住民は成るべく其渡來せし船舶にて直ちに送還すべし右移住民上陸中の費金並に旅費は總て之を搭載して渡來せしめたる船舶持主の負擔たるべし若し之を船中に引取ることを拒み若しくは之を船中に留置することを怠り又は之を其出發港に搭載し歸ることを怠り若しくは拒み又は上陸中の費金を支拂ふことを怠り若しくは拒む者は輕罪を以て論じ孰れも三百弗以下の罰金に處す而して罰金を納付せざるときは合衆國內何れの港よりも出港することを許さず

第十一條 法律を犯して合衆國に渡來せし移住民は法律の規定に従ひ之を合衆國に渡來せしめたる者又は船舶若しくは運輸會社等の費金を以て其到着の日より一年以内に限り何時にても之を送還することを得若し各費金を以て送還すること能はざるときは合衆國の費金を以て之を送還すべし而して移住民が合衆國に到着せし後一年以内に於て其到着前より存在する原因に由り公共の扶助を受くるに至りたる者は法律を犯して渡來せし者と看做し本條の規定に準據し之を送還すべし

第十二條 本條例は現行諸條例(即ち本條例を以て修正せしもの)に據り提起せし民事刑事の訴訟とは毫も關係を有せざるものとす而して該訴訟は本條例の發布なきものと看做し依然繼續すべし

第十三條 合衆國巡回裁判所及び地方裁判所は本條例の規定に據り提起する民事刑事の訴訟に對し均しく完全の裁判權を有す而して本條例は千八百九十一年四月一日より實施す

(3) 北米合衆國外國人移住及契約勞働に關する諸法律施行條例

第一條 外國移住民を搭載して合衆國の海港に到着する汽船又は帆船の船長若しくは指揮員は其到着の際現行法律に定むる諸般の制規を遵守するの外該汽船又は帆船に搭載する外國移住民乗込の時日並に場所に於て製したる目錄を到着港の移住民検査官に差出すべし此目錄には其上部に掲ぐる質問に對し各移住者に就き左の事項を記載すべし

姓名、年齢、男又は女、既婚又は未婚、職業、讀み書き得るや否、國籍、最後の住所、合衆國上陸港、上陸港外に行先ある者は其行先、其行先迄の通し切符有無、船賃は自辨したるや又は他人、會社、協會、市邑若しくは政府より支拂ひたるや、所持金の有無、若し所持金を有するときは三十弗以上なるや、又三十弗若しくは三十弗以下なるときは其現額如何、親戚中に到らんとする者なるや、若し然りとせば其親戚の名及び住所、曾て合衆國に來住せしとありや、若し然りとせば其時日及場所、曾て監獄若しくは貧院に入り又は慈善救助を受けたるとの有無、數妻を有する者なりや否、合衆國に於て勞働に就くことに付明諾若しくは黙諾の契約ありや否、身體及び精神上の

健康如何、若し不具者なるときは其原因如何

第二條 移住民は適宜に團列に分ちて其目錄を製すべし而して各目錄には三十以上を記載すべからず

各移住者又は其家長には到着の際其人名證明の便宜を計る爲め本人の姓名、目錄の番號及び其目錄に於ける本人の番號を記載したる切符を交附すべし各目錄は船長若しくは指揮員又は其配下の第一等若しくは第二等役員の署名と其船舶の出發前出發港在留の合衆國領事若しくは領事事務官の面前に於て爲したる誓言とを以て之を證明するを要す其誓言は左の如し

此目錄に掲ぐる船客は自ら一々之を検査し且つ乗込醫員をして一々之が身體の検査を遂げしめ而して自分の検査並に該醫員の報告に據れば該船客中には痴人、癩狂人、貧困者若しくは公共の扶助を受くるに至るべき虞ある者又は嫌惡すべき疾病若しくは危険なる傳染病に罹り居る者又は重罪若しくは其他の破廉耻罪を犯し有罪の宣告を受けたる者又は數妻を有する者又は合衆國に於て勞働に就くことに付明諾若しくは黙諾の契約ある者は一人も無之且つ其他總て目錄に掲ぐる事項の正確なるを誠實に信認する者なり

第三條 乗込醫員も亦其船舶の出發前各目錄に署名し且つ前記の領事若しくは領事事務官の面前に於て其醫業上の經驗及び資格を陳述し右目錄に掲ぐる各船客に就き

自ら検査を遂げ其身體及び精神上の健康に關する事項を充分に且つ誠實に記載したる旨を誓言すべし若し移住民を搭載する船舶に乗込の醫員なきときは身體の検査及び目録の證明は其船舶持主の雇入るべき適當醫員をして之を擔任せしむることを得

第四條 右船舶の船長又は指揮員にして其船舶に搭載する外國移住民に關し前記の事項を掲載し且前記の證明を得たる目録を移民検査官に差出さざるときは右移住民中合衆國に上陸すべき資格を有するも目録に記載なき者一名に付各千弗の金額を到着港の税關に納付すべし若し此金額を納付せざるときは右移住民は他の故障に依り上陸を拒絶せられたるものと同様に送還せらるべし

第五條 移住民検査官に於て明確に上陸を許すべきものと認め得ざるものは千八百九十一年三月三日の改定外國人移住條例第一條に基き特別検査の爲め之を留置くべし特別検査は大藏卿又は移住事務長官が特に辭令を以て指定する四人以上の検査官をして之を行はしむべし特別検査に附せられたる移住者は右検査官の中少くも三名の同意あるに非ざれば上陸を許さざるものとす 但し上陸許可の決定に對し異議を有する検査官は移住事務長官に上訴するを得又移住事務長官の處置は千八百九十一年三月三日の改定外國人移住條例第八條の規定に準據し大藏卿の審査に附するを得

第六條 千八百九十一年三月三日改定の外國人移住條例第五條中「第二款の但書」とあるを「第一款の但書」と改む同條例第八條は左の如く之を修正す

海軍病院の醫員に於て施行すべき移住民の身體検査は該病院の現在醫員にして大藏卿の指名したる者をして之を行はしむることを得而して通常の醫師は特別急要の場合に限り一時之を雇入るべきものとす

第七條 外國移住者が公共の扶助を受くるに至らざるべしとの保證は口述を以てし又は書面を以てするとを問はず其都度移住事務長官の許可を受くるに非ざれば一個人、會社若くは慈善會等より之を受領するを得ず 但し右許可は大藏卿の指令を俟て之を與ふるものとす

第八條 汽船會社運漕會社及其他の船舶持主にして常に合衆國へ外國移住民を運搬することに從事する者は毎年兩度左の如き證明書を大藏卿へ差出すべし 右會社等の在外代理人にして移住民切符を賣捌く者をして其事務所の最も見易き場所に掲示せしめんが爲千八百九十一年三月三日の條例及其後の制定に係る移住に關する諸條例を右在留國の國語を以て印刷し之を右代理人へ交付し且移住せんとする者に切符を賣渡すに先ち右掲示に對し其注意を促すべき旨を命じ置きたるものなり

右會社等にして六十日を經過するも前記の證明書を差出さざるとき又は偽造の證

明書を差出したるときは五百弗以下の罰金に處すべし 但し此罰金は管轄聯邦裁判所に起訴して之を徴收すべし且つ合衆國の版圖内に在る該會社所有の船舶を以て右罰金徴收の抵償に充つることを得

第九條 「エルリス」島に於ける兩替船客、及び其荷物の運搬、飲食店等に關する營業權及び其他該島移住民取扱所に關する特權は千八百九十三年一月一日以後に於て大藏卿の定むる所の制限に従ひ競賣に附して之を處分すべきものとす

第十條 此條例は支那人に適用するの限りにあらず而して此條例は其制定の日より六十日以後に於て合衆國へ向け外國の海港を出發する船舶に適用するものとす

(4) 北米合衆國移住民取扱細則

(千八百九十三年四月二十五日大藏卿の制定に係る)

第一條 各税關長は千八百八十二年八月三日發布の條例第一條に準據し外國港より汽船又は帆船にて合衆國各港に來る船客にして合衆國人民に非ざる者には一人に付五十仙の税を徴收すべし 但し此規定は千八百八十四年六月廿六日發布の條例第二十二條に準據し合衆國の各港と「カナダ」領の各港又は「墨西哥」の各港との間のみ専用する船舶に専用するの限りにあらず

第二條 右徴收金は總て他の雜收入を納付すると同様の手續を以て「移民資金」の一部として合衆國出納長官へ納付の爲め合衆國出納官補若くは國庫金取扱に委託せ

られたる國立根行に預くべし本條例に由る收入及支出の計算は特に政府より交付する用紙に各自之を記載して大藏卿に差出すべし

第三條 加拿陀領境界及び移住民監督を置かざる場所に於ける税關長は各管轄區内に於て移住及び契約勞働に關する諸法律を施行することを擔任すべし該税關長は移住に關する諸法律執行の職務を行ふ爲め其附屬の税關吏移住民取扱ひ其他の官吏を使用すべし而して此等の諸官吏は總て移住民取扱吏の名稱と職權とを有するものとす

第四條 移住民を検査するに當り其渡來したる船舶より検査の爲めに設けたる便宜の場所に一時之を移轉せしむるの必要あるときは該移住民は検査中は上陸したる者と看做すことを得ずして検査の任に當る官吏の管轄に屬するものとす而して移轉は検査より生ずる問題の未決中又は法律の規定に依る送還を待つ間は上陸と看做すことを得ず

第五條 移住民監督官は検査に依り上陸禁制の部類に屬する者と認められたる各移住者の姓名を登録し一々其判決を附記し且つ同時に該移住人を渡來したる船舶の船長、代理人、仕向人又は持主へ書面を發し該移住人上陸拒絶の理由を附し同船舶を以て該移住人を其出發港へ送還すべき旨を通知すべし

第六條 法律の規定に依る特別訊問は公開せずと雖も上陸許可を拒絶せられ又は上

訴を爲さんとする移住民は移住監督官が相當と認むる手續に従ひ朋友又は辯護人と協議することを得べし

第七條 検査官の判決を不當とする移住民は之に對して上訴するを得、上訴の判決ある迄は該移住民の送還を停止すべし、上訴は書面を以てし其理由を詳記し移住民監督官へ差出すべし而して該監督官は本件に關する一切の證據及び其意見を添へ直ちに右上訴事件を大藏省へ送致すべし移住民の上陸を許可する判決に不同意なる検査官は之に對して上訴するを得、上訴は書面を以てし其理由を詳記すべし而して監督官は移住民の上訴したる場所と同様の手續を以て之を大藏省へ送致すべし

第八條 上訴の判決済みたるときは移住民は直ちに該判決の通り上陸を許可し又は送還せらるべし而して上陸拒絶の場合に於ては監督官は移住民の渡來したる船舶の船長、代理人、仕向人又は持主に右判決を通知し且つ送還の爲め該移住民を右船舶に乗込ましむる旨を達すべし

第九條 上陸すべき權利の有無に付審判中に係る移住民の給養費送還を命せられたる者の給養費及び其送還の費用は其渡來したる船舶の持主之を支拂ふべし

第十條 移住民を送還すべき船舶の船長、代理人、仕向人又は持主は該船舶の出發より少くも廿四時間以前に其出發時限を監督官に通知すべし監督官は此通知に接す

るときは該船舶を以て送還すべき移住民を之に搭載せしむべし而して該船舶の船長、代理人、仕向人又は持主にして右移住民を搭載することを拒み又は船中に留置くことを怠り又は其出發港へ送還の費用若くは其假上陸中の給養費支拂を拒み又は怠りたる者は輕罪を以て論じ各罪に付三百弗以上の罰金に處し其罰金拂濟迄は該船舶の合衆國の海港より出港するを許さず

第十一條 傳染病の流行する海港より下等室若くは上中等以外の船室に移住民を搭載する船舶は左の事項に該港在留領事館の證明書あるに非ざれば入港するを許さず

該移住民は出發港に於て特に指定したる屯集所又は其専用供する爲めに設置したる家屋に滞留せしめ五日間以上身體の検査に附し且其衣服荷物及び携帶品は搭載前に何れも左の一に由り之が消毒を行ふたること

第一 三十分間以上沸湯にて煮ること

第二 攝氏百度(華氏二百十二度)以上同百十五度(同二百三十九度)以下にして空氣の混せざる蒸氣中に三十分間以上曝すこと

第三 強力百分の二の石炭酸

此方法(即ち第三法)は皮櫃、皮袋、靴等の如き革製品及び護謨製品等のみに之を施すことを得べし

第四 以上の方法を施すときは破壊し又は損傷すべき物品は二千分の一の鹽化水銀溶液中に浸し其全部に充分之を含ましめて消毒するを得べし 但し水銀毒に對しては相當の豫防法を設くべし

前記の制限は出發港に於て傳染病の流行なきも流行地方より來りたる移住民を搭載する船舶に對しても亦均しく之を適用すべし

第十二條 船舶の船長若くは指揮員は其出發の時日並に場所に於て製したる移住民目錄を到着港の移住監督官に差出すべし此目錄には其上部に掲ぐる質問に對し其各船客に就き左の事項を記載すべし

- 第一 姓名
- 第二 年齢
- 第三 男又は女
- 第四 既婚又は未婚
- 第五 職業
- 第六 讀書し得るや否
- 第七 國籍
- 第八 最後の住所
- 第九 合衆國の上陸港

第十 合衆國に於ける行先

第十一 行先までの通し切符の有無

第十二 船賃は自辨したるや又は他人、會社、協會、市區若くは政府より支拂ひたるや

第十三 所持金の有無若し所持金を有すれば五十弗以上なるや三十弗若くは三十弗以下なるときは其現額如何

第十四 親戚中に到らんとする者なるや若し然りとせば其親戚の姓名及び住所

第十五 曾て合衆國に來住せしことありや若し然りとせば其時日及び場所

第十六 曾て監獄若くは貧院に入り又は慈善救助を受けたることの有無

第十七 數妻を有するものなるや否

第十八 合衆國に於て勞働に就くことに付明諾若くは默諾の契約ありや否

第十九 身體及び精神上の健康如何若し不具者なるときは其原因如何

第十三條 移住民は適宜に團列に分ちて其目錄を製すべし而して各目錄には三十名以上を記載すべからず

各移住者着港の際其人名證明の便宜を計る爲め本人の姓名目錄の番號及び其目錄に於ける本人の番號等を記載したる切符を製し乗込の際若くは其以前又は航海中適宜の時に之を各移住者若くは其家長に交付すべし各目錄は千八百九十三年三月

三日發布の條例(即ち外國人移住及び契約勞働に關する諸法律施行條例)第二條及第三條の規定に準據し船長若くは指揮員又は其配下の一等若くは二等役員乗込醫員若くは其他の醫員の署名を以て之を證明するを要す各目録は之を別々に爲し置くべし

船舶乗込醫員ある時は其乗込醫員に於て各目録に證明すべし他の醫員の證明は適法の者と認むるを得ず大藏省より發する目録の書式は單に心得の爲に交付する者なれば何人と雖之を以て本年三月三日發布の條例を嚴密に遵守するの義務を免かるゝことを得ず

第十四條 右船長又は指揮員にして其船舶に搭載する移住民に關し前記の事項を掲載し且前記の證明を有する目録を移住民検査官に差出さるるときは右移住民中合衆國に上陸すべき資格を有するも目録に記載なきもの一名に付各十弗の金額を到着港の税關に納付すべし若し此金額を納付せざるときは右移住民は他の故障に上陸を拒絶せられたるものと同様に送還せらるべし

第十五條 條例第八條に依り大藏卿の差出すべき證明書は毎年一月一日及び七月一日を以て差出すべし

第十六條 本細則中第七條末項及び第十一條乃至第十五條は千八百九十三年五月三日より施行し其他の條項は即時施行す

(b) 北米合衆國外國人移住民保護及送還規則

(千八百九十三年十一月廿九日大藏卿の制定に係る)

第一條 總ての外國移住民は其上陸許可を與ふる以前制規に基づき船中或は其移住民及び船舶の持主等の便宜の場處に於て暫時移住民を留置き検査をなすべし其は船中に在ると一樣の取扱を受け之が爲に生ずる留置中の食料宿舍其他の費用は船舶の持主或は船長及び代理人の支辨すべきものとす且つ其移住民を移し送還處分に就き船中に留置する時は船長は監視の責任を帶ぶべし

第二條 總ての外國移住民到着するや移住民局長は成る可き丈け急速に検査をなし上陸の資格を有する者は直に上陸せしめ其他特別の取調を要する者は夫々速に處置を行ふべし若し送還處分に付上訴する者あらば右に關する書類等は直ちに華盛頓移住民局長に送致すべし移住民にして上陸許可せられたる以前は彼等に關する宿舍食料等凡ての費用は其搭載せる船舶の持主或は會社、社長及び同代理人に於て支拂すべし其移住民中検査官が上陸の資格なきものと見做し留置處より送還方を命せし後は上訴すること能はず

第三條 外國移住民到着後疾病其他の事由によりて特別取調を要する者は小兒同様に(若し必要と見做さば)一人の介抱人として其が親戚或は後見人の中一人を船中に留置すべし之に依つて生ずるの費用は其船舶會社に於て支辨すべし右病者或は

小兒の他の親戚等(若しあらば)隨意旅行を進むべし若し留るを欲せば其が費用は自辨すべし

第四條 外國移住民例令上陸の資格なきものと雖も左の如き證明あるものは暫時留置の上取調べをなし例令は婦女の上陸以前其夫或は父兄の當米國に住する者ありて其婦女上陸後の保護責任を有するの證明あらば充分取調べの上是非の裁可を與ふべし其婦女留置中の費用は運漕會社に於て支拂すべし

第五條 移住民にして上陸許可を得ば直に上陸せしむべし又移住民上陸を許さざるも己が朋友或は送金等を待たんが爲め留らんとする者は其費用を自辨せば許可すべし又移住民上陸を許さざるも不時の疾病等にて直ちに旅行し進む能はず其が爲めに留らんとするも費用を辨じ得ざる者は検査官に於て一時其費用を辨じ其事情を移住民局に具申し移住民資本の中より支拂方を願出づべし

第六條 移住民中病氣等にて直に上陸旅行する能はざるものは之を病院に移し快方に向ひ上陸許可の裁可あるまで搭載し來りし船舶の持主或は船長等之が費用を支辨すべし例令病院に移るも移住民は上陸を許されしと心得るを得ず

第七條 法律に背き合衆國に渡米せし外國移住民は制規に基づき上陸後一ヶ年を経過せざる中は何時にても一個人或は數人及び船舶運輸會社又は其移住民を搭載せし船舶及び會社の費用を以て送還すべし又移住民上陸後一ヶ年を経ざるに公共の

扶助を受くるに至るとも其原因上陸以前に存在せしならば前記會社等の費用を以て送還する者とす

第八條 制規に基づき上陸せし移住民上陸後一ヶ年を経る中不慮の疾病禍災等の爲め生活の道を失ひ到底見込なき者は移住民局に於て取調の上救助を與ふべき證明あらば移住民資本を以て送還の手續をなすべし斯る處分を受けし貧民は移住民局より指定する港口に送還すべし其上陸以來一年間に於て移住民が不時の疾病に罹り官立病院或は慈善院に於て滞在し公共の扶助を要するに至らば其旨移住民局に届出で其救助を受くべき證明あらば其費用は移住民資本を以て支拂ふべし

第九條 本條例第六條及び第八條に基づき留置したる移住民にして證明を要するか或は病院に留置中の費用を自辨するあらば運輸會社は之が保證人たるべし右の場合に於て運輸會社は代理人を以て該移住民に對し費用を請求するを得べし該移住民にして請求に應せざるか或は支辨し難き場合に於ては移民局は該移住民の公共的扶助を受くべきや否に就き裁定することあるべし

第十條 食料、宿舍、病院介抱人及び醫藥其他の費額は其實價によるものにして決して利益を收受せざるべし

▲英領加奈陀移民條例

- 第一條 此法令は千九百年、英領コロンビヤ州移民令と稱す
- 第二條 此法令は左記の者に適用せず
- 一 州務長官、當州代表官、其他此法令施行の爲めに、政府より任命せられたる官吏の發給したる附屬第一様式の證明書を有する者(様式略)
  - 二 州務長官の命令にて此法令の適用を免除せられたるもの
  - 三 英國海軍及陸軍々人
  - 四 各國軍艦の將校下士卒
  - 五 各國政府より當州に派遣せらるゝもの
- 第三條 當該官の要求に依り歐洲内某國語の文字にて、州務長官に宛て、入國願書を自書し能はざるものは、當州に移入する事を禁ず
- 第四條 前條違犯者治罪手續を定め、其罰金五百弗とし、之れを納むべき力なきものは、十二ヶ月以下の禁錮に處し、若し二人の保證人を得て、一ヶ月以内に退去する事を約すれば、放免することを規定す
- 第五條 本文に違犯して當州に入りたるものには、他の法令に定むる營業免狀の授與、土地の獲得撰擧權の行用等を拒絶すべき事を規定す

- 第六條 本令の規定に反し、當州に移入せんとする移民を、故意に幫助する者は、犯則移民と同罪を以て論ず
- 第七條 本令は加奈陀領議會の法令にして移民の條件を定め、若しくは其拒絶を命令したる人々に適用す
- 第八條 大守本令は施行に要する官吏を任命し、其職務章程を定め、且つ本令の施行細則を規定すべき事を定む
- 第九條 本令は千九百一年(明治三十四年)一月一日より施行す

渡米案内(終)

明治三十九年四月一日印刷  
明治三十九年四月五日發行

新撰米穀  
定價金參拾錢

編輯者 北澤寅之助  
同 成澤金兵衛

發行者 山縣操  
東京市本郷區駒込西片町十番地



印刷者 河本龜之助  
東京市京橋區築地二丁目二十番地

印刷所 鐵國光社  
東京市京橋區築地二丁目二十一番地

發行所

東京市本郷區駒込西片町十番地

內外出版協會



木下祥眞編輯

# 就業自活案内

生活難は  
惰者のみ  
に叫ばる

人必らず  
爲すべき  
の業あり

(總ふりな附 \* 定價金參拾錢 \* 郵税四錢)

## 第一章 緒言

## 第二章 都市の生計

費

- (一) 最も大事な問題
- (二) 中等の生計費
- (三) 小商人の生計費
- (四) 労働者の生計費
- (イ) 労働者より見たる  
東京と大阪
- (ロ) 獨逸の労働者
- (A) シュレーシエン  
の工場労働者
- (B) 伯林の工場労働者
- (五) 下宿屋生活者の計算
- (六) 自炊生活者の生計費

## 第三章 精神労働者

- (一) 會社銀行員
- (二) 下級官吏
- (三) 税關吏
- (四) 郵便事務員
- (五) 電信技術傳習生
- (六) 鐵道運輸員

## 第四章 職業の種類

- (一) 職業の選擇
- (二) 精神労働者と體力労働者
- (三) 労働者の内訳
- (四) 如何にして職業を得べき乎

## 第五章 苦學生の爲

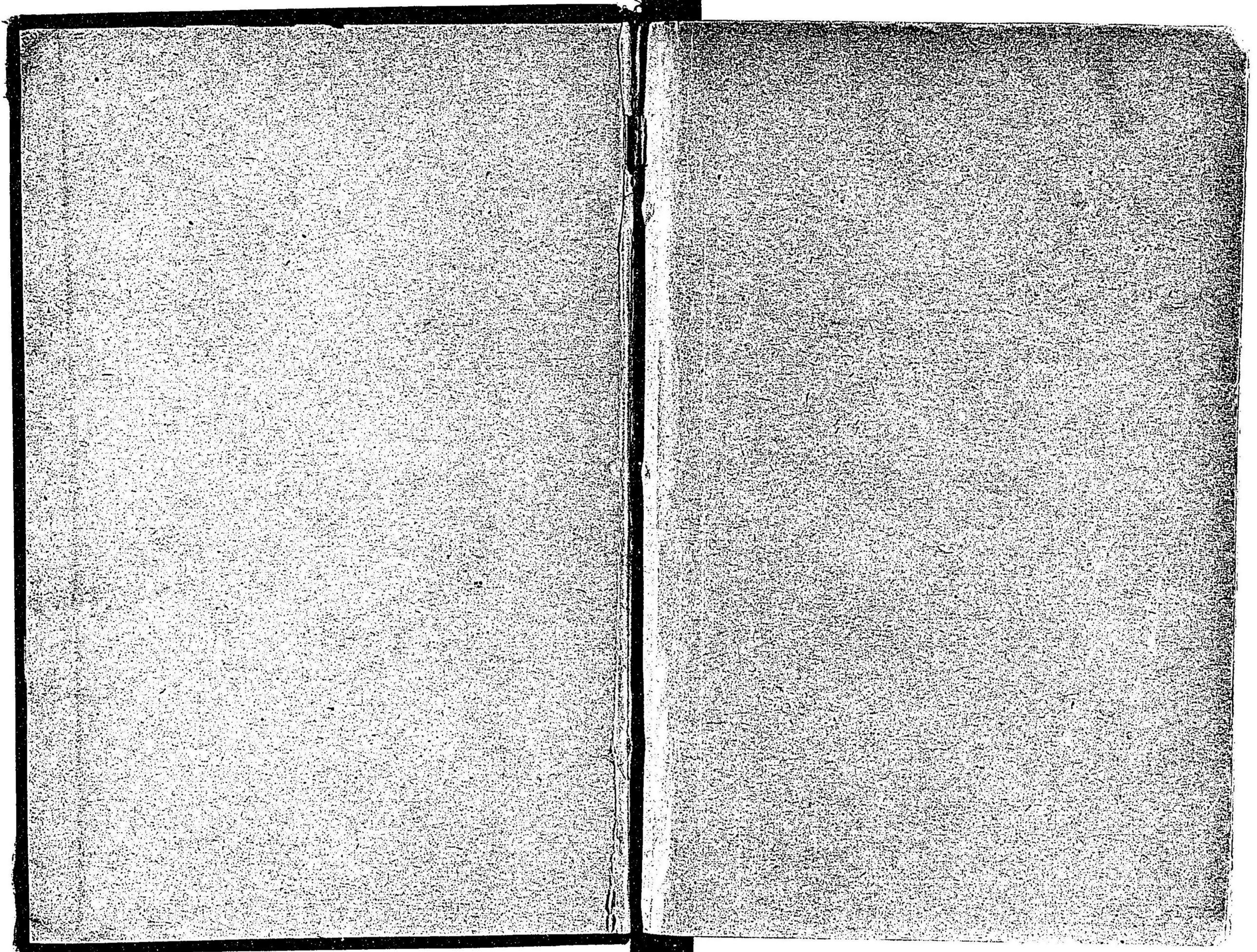
- (一) 苦學生の意味
- (二) 苦學生の發見
- (三) 苦學生に村正の刀
- (四) 金門灣頭の日本學生
- (イ) 労働者の種類
- (ロ) 如何にして労働を得べき乎

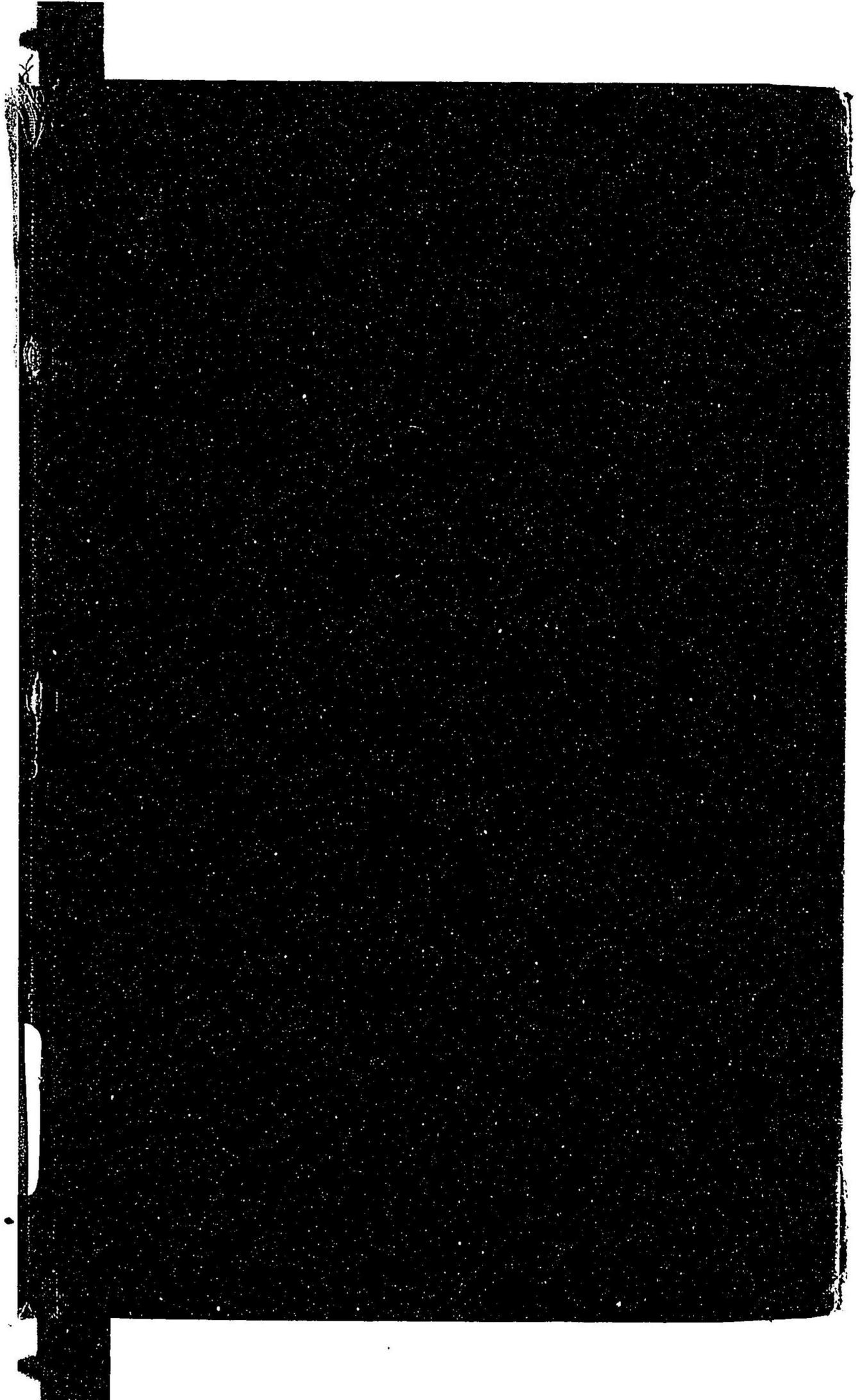
## 第六章 體力労働者

- (七) 小學教員
- (八) 巡査
- (九) 寫字生

## 第七章 就職者の心得

- (一) 活版職工
- (二) 人力車夫
- (三) 車掌及運轉手
- (四) 電工
- (五) 牛乳配達
- (六) 新聞配
- (七) 砲兵工廠職工
- (八) 化粧品行商





30

271

026916-000-8

30-271

渡米案内（新撰）

北沢 寅之助

成沢 金兵衛／編

M39

ADG-0036

